

①「燃えるごみ」の出し方 ※収集日の朝、8時までに必ず決められた路線に出してください。		
指定袋の有無	ごみの分別方法の例	ごみの出し方
燃えるごみ専用袋 ★指定袋に収納し口元を結んで出してください。	燃えるごみ ●生ごみ(水をきる) ●ビニール類 ●布類 ●プラスチック容器(シャンプー、洗剤、食用油の容器等) ●発泡スチロール ●CD ●DVD ●ビデオテープ ●皮革類(靴、かばん等) ●小枝、葉等 ●紙おむつ(汚物を除く) ●ゴム類(ゴムホース等)	●生ごみは多くの水分が含まれています。十分に水切りをしてください。 ●小枝、葉等は、よく乾燥させ、砂を落としてください。 ●ホース等の長いものは、1m位に切ってください。 ●おもちゃ等のプラスチック製品は、金属類をはずしてください。 (はずせない場合は、金属類として出してください。) ●食品トレイは、できる限り回収協力店へ出してください。 詳しくは「⑤ホームページのご利用」をご覧ください。 ●「古紙・古着回収倉庫」もご利用ください。 ※町では生ゴミ処理機やコンポストについて補助金制度もあります。 詳しくは裏面⑦をご参照ください。
	カ ン ●飲食用のカン(飲料、缶詰、のり等のカン) ●食用油カン ●お茶、のり、菓子などのカン ●卓上カセットボンベ ●スプレーカン ●一斗缶	●中を空にして水洗いをしてください。 ●中身が残っているものは、取り除いてください。(ペンキ・オイル等) ●スプレーカン、卓上カセットボンベ等は、必ず使い切り、穴を開けて出してください。 穴を開ける際は、風通しの良い所で行ってください。 ●スプレーカン、卓上カセットボンベ等から外せるプラスチック部分は、「燃えるごみ」で出してください。 ●袋の中にカン以外のものを混ぜないでください。(針金ハンガー、ライター等)
不燃物専用袋 ★指定袋に収納し口元を結んで出してください。	ピ ン 類 ●空ビン ●ガラス製品 ●陶器類(茶わん、皿、植木鉢、鏡、珪藻土マット等)	●中を空にして水洗いをしてください。 ●「空ビン」と「ガラス・陶器類」は、袋を分けて出してください。 ●ビールビン、一升ビンなどの再利用できるビンは、販売店へ引き取りをお願いしてください。 ●割れたガラス類は、紙等に包み「危険」の表示をしてください。二重袋にはしないでください。 ●キャップ等は必ず取り外し「金属類」で、プラスチックのキャップは、「燃えるごみ」で出してください。 ●ビンは割らずに出してください。 ●割れた蛍光灯等は、「蛍光灯類」で出してください。
	金 属 類 ●小型金属類(スプーン、なべ等) ●小型家電製品(トースター、炊飯器、ポット、照明器具等) ●刃物類 ●電気コード ●傘の骨組 ●針金 ●針 ●釘 ●鉄くず ●金属キャップ ●針金ハンガー ●金属入りのホース等	●釘は、袋や箱等に入れ「クギ」の表示をしてください。 ●家電製品のコードは切り外し、1m位に切り束ねてください。(同じ袋に入れてください。) ●傘は、骨組みだけにして、外した布やビニールは「燃えるごみ」で出してください。 ●刃物類や針は、紙等に包み「危険」の表示をしてください。二重袋にはしないでください。 ●小型家電製品等の本体から外せる部品は、金属が含まれていれば「金属類」で、プラスチックであれば「燃えるごみ」で出してください。 ●ライターは分解して、金属部分は「金属類」で、プラスチック部分は「燃えるごみ」で出してください。
	ペ ット ボ トル ●飲料 ●酒類 ●調味料 ●ドレッシング	●「PET」の識別表示マークが入った容器に限ります。 ●中を空にして水洗いをしてください。 ●ラベルを外し、ふたはペットボトルに付けて出してください。 (ラベルは「燃えるごみ」で出してください。) ●「プラ」の識別表示マークが入った容器(シャンプー、洗剤、食用油の容器等)は「燃えるごみ」で出してください。 ●軽く足で踏みつぶし、かさばらないようにしてください。 ●汚れているものは、燃えるごみに出してください。
指定袋なし ★透明又は半透明の袋に収納して出してください。ただし、蛍光灯は、ひもでしばって出してください。	電 池 類 ●乾電池 ●コイン電池 ●ボタン電池 ●充電式電池 ●スマートフォン ●ワイヤレスイヤホン ●モバイルバッテリー・電子たばこ・電気シェーバー等 ●電動歯ブラシ ●ハンディ扇風機 ●リチウムイオン電池	●自動車のバッテリーは、購入店などにご相談ください。 ●「電池類・蛍光灯類回収倉庫」もご利用ください。 ●乾電池以外のものと混合せずに出してください。(ライター等) ●発火防止のため、電池の+極や端子を覆うようにセロハンテープで絶縁処理してください。 ●リチウムイオン電池は、本体から取り外して捨ててください。 ●リチウムイオン電池が本体と容易に分離できない小型家電は、電池類として捨ててください。 ●全ての電池は、電池切れの状態ですべて捨ててください。
	蛍 光 灯 類 ●蛍光灯 ●蛍光管 ●電球 ●水銀体温計	●蛍光灯類は、照明器具から取り外して出してください。 ●蛍光灯類はひもで束ねてください。 ●「電池類・蛍光灯類回収倉庫」もご利用ください。 ●照明器具・電子体温計・電子血圧計は、「金属類」で出してください。 ●電池は取り外し、電池類として出してください。電池が取り外せない製品はそのまま電池類として出してください。 ●割れた蛍光灯等は、「蛍光灯類」で出してください。 ●蛍光灯類以外のものと混合せずに出してください。(照明器具等)

③「粗大ごみ」の出し方 ※「粗大ごみ」は、戸別収集(有料制)です。
●各種専用袋に入らない大きさのものは「粗大ごみ」として、各家庭からの申込み制による戸別収集(有料制)を行っています。詳しくは、東金市外三市町環境クリーンセンターで発行している「粗大ごみの出し方」を参考のうえ、東金市外三市町環境クリーンセンター (TEL 0475-50-5300) へ直接お問い合わせください。

④「一時多量ごみ」・「事業系ごみ」について
●引越の際等、一時的に多量に出される「家庭ごみ」や事業所・店舗及び併用住宅の事業所部分等から出る「事業系ごみ」については、ご自身で東金市外三市町環境クリーンセンターへ持ち込むか、町一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。なお、東金市外三市町環境クリーンセンターへ持ち込む場合は、事前に連絡(TEL 0475-55-9141)が必要です。また、搬入時に、手数料がかかります。(手数料については、東金市外三市町環境クリーンセンターにお問い合わせください。)
★家庭ごみ対象品目は、燃えるごみ、カン、ビン、金属類、ペットボトル、蛍光灯類、電池類、粗大ごみです。※家電リサイクル法対象品目と家庭用パソコンは除く。
★事業系ごみは、品目により、ごみの受入れが出来ない場合があります。
★事業活動に伴って出たごみは、事業の規模にかかわらずいかなるごみも家庭ごみとして出すことはできません。
★東金市外三市町環境クリーンセンターへ持ち込む場合は、ごみ発生場所確認のため、身分証明書の提示が必要です。

⑤ホームページをご活用ください。
●町のごみの取扱いに関しては、随時更新しておりますので、最新の情報はホームページでご確認ください。
※ごみの取扱い及びリサイクルに関する最新情報や、スーパー等が行っている資源物回収の情報がご覧いただけます。



「九十九里町 ゴミの処理」

不用品処分の悩み解決します！
便利屋ねこの手
〒283-0104 九十九里町片貝6588
電話 0475-78-5351
携帯 070-9023-3819

⑥東金市外三市町環境クリーンセンター
●表示されているQRコードを読みとっていただくと東金市外三市町環境クリーンセンター(ごみ処理施設)のホームページにアクセスできます。施設情報や詳細なごみの分別方法についてはこちらをご確認ください。

